



後期高齢者医療制度

後期高齢者被保険者証が
新しくなります

閩 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

8月から被保険者証が新しくなります

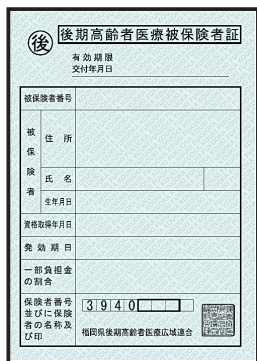
現在使用中の被保険者証(うす緑)の有効期限は、令和6年7月31日です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。新しい被保険者証は、水色で、有効期限は令和7年7月31日です。

8月1日以降に受診する際は、新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問合せください

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります



新 保険証
有効期限
8月1日から



旧 保険証
有効期限
7月31日まで

後期高齢者医療制度自己負担割合

負担割合	判定基準
3割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得額が145万円以上の方がいる
2割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得が28万円以上の方がいて、 ①、②のどちらかに該当する ①単身世帯で「年金収入 + その他の合計所得金額」の合計が200万円以上 ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入 + その他の合計所得金額」の合計が320万円以上
1割負担	上記以外の被保険者

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。判定基準は左表をご確認ください。

※3割負担と判定された場合でも、要件により申請することで自己負担額が1割または2割となる場合があります(対象者には通知を送付します)

限度額適用認定証など(※)が8月に更新
となります

現在使用中の限度額適用認定証(オレンジ色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(白色)の有効期限は、令和6年7月31日です。

この認定証をすでにお持ちの方で、令和6年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日から使用できる新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。



立ち直りを支える地域のチカラ
第45回 桂川町社会を
明るくする運動大会

閩 健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

【日時】7月24日(水) 13時〜15時40分

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

【講演】飯塚警察署管内のニセ電話詐欺の発生状況と対策について

(講師) 飯塚警察署 生活安全課 課長

甲斐 康裕氏

※手話通訳あり

【限度額適用(・標準負担額減額)認定証とは】医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までとなり、非課税世帯の方は入院時の食費・居住費の負担が減額されます。

【交付の対象】(限度額適用認定証(オレンジ色))
：保険証記載の負担割合が3割で同一世帯の被保険者の課税所得が一定額未満の方。
(限度額適用・標準負担額減額認定証(白色))
：世帯全員が住民税非課税の方。

【申請】新たに認定証の交付を希望する場合は、左記必要書類を持参のうえ、桂川町役場で申請をお願いします。

○被保険者証など本人確認ができる書類
○マイナンバー(個人番号)が確認できる書類
○領収書など入院日数が確認できるもの